

## 成年後見利用促進専門家会議 第四回 中間検証ワーキング・グループへの意見

池田恵利子

## 1. 制度の周知について

任意後見、補助、保佐等の周知及び相談体制の強化については、地域包括ケアや地域共生の推進のためにも、ニーズのある住民の一番身近にある相談支援組織における、発見と繋ぎ機能が重要である。

とくに、地域における独居高齢者等の増加を考えた時に、地域包括支援センターに位置づけられている地域支援事業として権利擁護への関りをより充実していくことを求めたい。

介護事業者・医療関係者等や地域の見守り事業等への周知についても、地域包括支援センターの社会福祉士等職員が行うことによって、早期に発見から相談・繋ぎまでが適切かつ迅速に行われることが期待でき、補助・保佐からの利用が可能になり易いと考えている。

また、公益社団法人日本社会福祉士会では、任意後見制度の現状と課題から、以下の見解を検討中である。

2018年1月末現在の受任状況報告からは、任意後見契約は全国で25件報告されている。このうち監督人が選任され任意後見契約が発効している数は各都道府県で集計されているが、全国統計資料の割合とほぼ変わらないと考えられる。社会福祉士が任意後見受任者として契約をする案件の多くは、はじめから任意後見契約を希望しているという事案ばかりではなく、身寄りがないあるいは頼れる親族がいないなかで先々の不安から相談を受け、結果として任意後見契約の締結につながるという事案が少なくない。そのような事案のなかには低所得者や資産がない方もあり、契約時に報酬の項目を入れても、現実的に受領できないと思われる事案もある。

判断能力の低下がみられてきても、積極的に監督人選任申立てにつながらない案件もときどき見受けられる。その理由のひとつに受任者への報酬が支払えないことに加え、監督人報酬の負担が難しいなかで本人の同意が難しい、あるいは受任者が積極的に申立てを行うことに躊躇を覚えるという事案は少なからず見受けられる。

このような現状と課題を考えると、監督人報酬は家庭裁判所が審判で決定するものであるから、法定後見と同様に一定の資産条件のもと、利用支援事業の適用が検討できないか。また、そもそもの任意後見契約の周知や利用啓発に向けて、委任者（利用者）が利用しやすい制度とするためには、契約時にかかる諸経費の見直しも必要ではないか。特に、代理権を設定する際に、「何度も契約をし直すとそのたびに費用が発生するから、最初から包括的な代理権を設定しておいたほうがよい」と説明する専門職もいる。この考え方は、今議論されている本人主体や本人の意思決定支援、意向の尊重とは真逆の考え方であり、本人の状況の変化に応じてライフプランの見直しとともに、任意後見契約そのものも柔軟かつ低廉に見直しができるような仕組みが必要なのではないだろうか。

## 2. 不正防止と利用しやすさの調和について

公益社団法人日本社会福祉士会では、毎年全都道府県ばあとなあに概況調査を実施しているが、今年度この概況調査項目に「不正の防止や不適切な後見事務の是正への取組みについて」を追加した。

中間とりまとめの段階であるが、現時点で31都府県から回答がきているので、その内容をとりまとめ、本会としての見解を報告する。

職能団体の役割と機能は、監督権限がないなかで基本的には会員に対する適切な後見事務が遂行できるための支援を行うことによって不正防止と利用しやすさにつながると考える。

会員に対する支援として、各都道府県社会福祉士会で以下のような取組が行われている。

- ① 会員同士で「顔の見える関係」づくりを行い、コンセンサスを図り、気軽に相談しあえる場を設定し情報交換を行う。
- ② 倫理については継続的に学びの機会を設けている。
- ③ 定期的に面談を実施し、課題を抱えていると思われるケースについて助言する。
- ④ 事例検討会にて事例を報告し、参加者より助言を受け、意見交換をすることでより適切な活動へ向けて本人の気づきを得る機会を提供する。
- ⑤ 活動報告書とインシデントレポートを複数で確認し情報を共有する。
- ⑥ 年1回被後見人等の財産目録・収支報告書（通帳）の写しを提出する。  
（\*県によっては、会員より個人情報保護法に反するとの強い意見があり、単年度で終わったところもあるが、継続して実施している県もある）
- ⑦ 活動報告書の提出期限が遅れたり、連絡がとれにくい会員とは積極的に面談を実施する。
- ⑧ 名簿登録更新（単年度）の要件（研修受講、報告書や会費等の締切遵守等）を規程に盛り込み、達成できない会員は家裁推薦名簿登載を行わない。
- ⑨ 後見事務継続困難となった会員に対しては、家裁との連携のもと、複数後見や後見人の交代がスムーズにいくように支援する。
- ⑩ 本人や関係者から要望があった場合は情報を聞き、リスクの高いケースについて聞き取りを行い、不適切と思われる行為について会員と話し合っは是正していくことで、苦情とならないように支援する。
- ⑪ 実際に苦情申立となった場合は、社会福祉士会のルールに基づき事実確認等外部委員により行い、何らかの処分が出た会員の受任案件については、家裁と連携をとり、法人として監督人となる。
- ⑫ 不正防止に向けては、定期報告や業務監査のほか、地区研修での事例報告と意見交換（討議）を行っている。

これらの項目は、日本社会福祉士会として都道府県に実施することを依頼している事項だけではなく、各都道府県で独自に取り組んでいることもある。

都道府県において、会員の状況を書面だけではなく直接面談等することで定期的に把握すること、本人及び関係者からのアクセスがあった場合は、本人側に寄り添う形での支援が多く、社会福祉士会で提供されている。しかし、専門職団体は、上下関係ではないため（役職者も上司ということではない）踏み込んだ介入が難しい。関係者からの苦情めいた要望が多い会員に対して、新規の案件を受任したいという希望があっても推薦が難しいのではないかと話をしたことによって、「活動制限である、パワーハラスメントを受けた」という訴えが社会福祉士会に対してなされるという実情もある。

積極的に支援をしようとして個別案件の相談対応をしようとしている県ほど、監督権限のないなかで、どこまで介入することが適切なのか、ジレンマを抱えている実態が読み取れる。

今後は、中核機関で行われる主に親族後見人や市民後見人に対するモニタリング・バックアップ機能に対して、専門職団体がそのノウハウや視点を伝えていくこととともに、専門職団体とのモニタリング・バックアップ機能の整理や役割分担などを家裁を交えて地域連携ネットワークによる協議会で検討されることが、不正防止と利用しやすさの調和に資するのではないかと考える。

以上